

広島県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年五月十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大草三原線	三原市高坂町真良二三二六番一地从から 三原市高坂町真良二四五七番一地从先まで	平成十九年四月二十六日